

タイル張り施工要領書

ファイバーボンド

本要領書は、モルタル下地およびコンクリート下地に対して、張り付けモルタル「ファイバーボンド」を用いてタイル張りを行なう工法に適用します。

施工方法

1. 下地の確認

下地は十分な養生期間を経過していることを確認してください。

【下地の養生期間】

下地	下地調整モルタル	コンクリート
養生期間	施工した材料の仕様に従う。	材齢 4 週間以上

2. 下地の清掃

- ・ 下地表面に付着した粉塵などの不純物は水洗いによって除去してください。
- ・ コンクリートへの直張りの場合は、表面を粗面にするため高圧洗浄やカップリングがけによってコンクリート表面の目荒しを行なってください。
(カップリングがけの後には必ず、十分な水洗いで粉塵を除去してください。)

3. 下地の吸水調整

- ・ 下地への著しい吸水を抑制するため、「ユニレックス 3」の原液を上水道水で 5 倍に希釈して使用してください。

【5 倍希釈の割合】

材料	ユニレックス 3	上水道水
割合	1	4

- ・ 下地への塗布にあたっては刷毛でスリ込むように塗布してください。
(ローラー、噴霧器は使用しないで下さい。)
- ・ 吸水調整材が完全に乾燥した後、タイル張りを行なってください。(目安 夏期2時間・冬期4時間程度)
- ・ 液溜まりができて乾燥しにくい部分は刷毛で延ばして乾燥させてください。
- ・ 吸水調整後は粉塵等が付着しやすくなるため、遅くとも翌日中にタイル張りを行なってください。

4. 張付けモルタルの練り混ぜ

ファイバーボンド の調合 (適用タイル:モザイクタイル～二丁掛け)

粉体	水
20kg	約 4.2 リットル

- ・ 所定量の上水道水を練り混ぜ容器に入れ、製品粉体を徐々に加えながらハンドミキサーでダマが残らないよう十分に攪拌してください。
- ・ 練り混ぜ後、40 分以内に使用してください。
- ・ 練り足しや水を加えての練り戻しは避けてください。

5. 張付けモルタルの塗りつけ

- ・ 塗りつけは金ゴテを使用して必ず二度塗りを行なってください。
- ・ 一度目の塗りつけは下地にガリガリとしごき付けながら 1～2 mm厚で塗りつけてください。
- ・ しごき塗りを行なった後、同一材料を重ね塗りして所定の塗り厚に均してください。

※ 1 回の塗りつけ面積は 2 m²以内かつ 20 分以内(夏期 15 分以内)にタイルを張り付けることができる程度としてください。

【塗り厚の目安】

モザイクタイル	小口平タイル	二丁掛タイル
3～5 mm	5～6 mm	5～7 mm

- ・ くし目を引いたままのタイル張りは行なわないで下さい。(タイル裏面への充填不良の原因になります。)
- ・ くし目コテで厚さ調整を行なった場合は、必ず最後に均しを行ない、くし目を消してください。

6. タイルの張付け

1) 塗り置き時間

- ・ タイルの張付けは、張付モルタルの塗りつけ後、20 分以内にタイルを張り付けてください。
- ※ 塗り置き時間はあくまでも目安です。夏期においては乾燥が著しく速くなりますので、塗り置き時間は 15 分以内としてください。
- ・ 施工時の環境条件によって変化しますので、張付けの際には必ず指で触れて粘着することを確認してください。指につかなくなった場合は剥がしとって塗りなおしを行なってください。

2) 張付け

- ・ タイルの張り付け工法は、現場の仕様に従ってください。モザイクタイル張り・マスク張り・密着張り・改良圧着張り、いずれかの方法を JASS19 陶磁器質タイル張り工事の仕様にしたがって張り付けてください。
- ・ 施工中、適宜にタイルを剥がし取り接着状況(タイル裏面への充填)の確認を行なってください。

3) 配列修正

- ・ 張付モルタルが軟らかいうちに目地部分の余分な張付モルタルをかきとり、タイルの配列修正を行なってください。固くなってから無理に動かすと接着界面にズレが生じ、のちに剥離故障の原因となりますので注意して下さい。

7. 養生

- ・ 施工後24時間は、雨・雪・直射日光・強風にさらされないようシート等により保護してください。

8. 目地詰め

- ・ 目地詰めは、張付モルタルの施工後 2 日以上経過してから行なってください。

《取扱上の注意事項》

- ・ 製品の保管は、屋内の湿気の少ない場所で、パレット等に載せて床から離してください。
 - ・ 製品は製造年月日を確認して、3ヶ月以内にご使用ください。
 - ・ 固まった製品の使用は避けてください。
 - ・ 気温が3℃以下および3℃以下になると予想される場合は、施工は行なわないでください。
 - ・ 製品には弊社の指定する材料以外の混入は避けてください。
 - ・ 製品のお取扱に際しては、適切な保護具(保護手袋、保護メガネ、防塵マスク等)を着用の上、適切な安全対策を実施してください。
- 本施工要領書は、作成した時点で入手した情報に基づいて作成しており、断りなく変更することがありますことをご了承下さい。

09.10 月